お知らせ

南あわじ市役所
総合窓口センター
緑　庁舎☎44-3001
西淡庁舎☎37-3011
三原庁舎☎43-5021
南淡庁舎☎50-3031

【中央庁舎】
市長公室☎43-5002
総務部
総務課☎43-5001
防災課☎43-5006
情報課☎43-5003
さんさんネット☎43-2345
選挙管理委員会事務局☎43-5004
議会事務局☎43-5005

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課☎44-3002
長寿福祉課☎44-3005
保険課☎44-3003
健康課☎44-3004
少子対策課☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課☎37-3012
水産振興課☎37-3013
都市整備部
管理課☎37-3014
建設課☎37-3015
都市計画課☎37-3016
教育委員会（教育部）
教育総務課☎37-3017
学校教育課☎37-3018
人権教育課☎37-3019
生涯学習文化振興課☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課☎43-5023
税務課☎43-5022
生活環境課☎43-5024
農業振興部
農林振興課☎43-5025
農地整備課☎43-5026
地籍調査課☎43-5027
農業共済課☎42-6210
農業委員会事務局☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課☎50-3033
管財課☎50-3034
上下水道部
企業経営課☎50-3037
水道課☎50-3038
下水道課☎50-3039
会計課☎50-3040

下水道に加入しましょう
津井で使用区域が拡大

下水道は、地域環境・公衆衛生の保全に欠かせません。

快適な生活環境保護を図るため、下水道整備が完了している地域の方は、早急に加入しましょう。

区域の拡大

11月1日から、津井の一部区域で下水道が利用できるようになりました。

浄化槽も適正な維持管理が必要

浄化槽をお使いの方は、維持管理が必要です。

▽**保守点検**　年3回以上（県や市の登録を受けた保守点検業者または浄化槽管理士）

▽**清掃**　毎年1回【汚泥の引き抜き】（市の許可を受けた清掃業者）

▽**法第11条検査**　毎年1回（県水質保全センターまたは法に基づく指定検査機関）

浄化槽の機能が、正常に維持されているかどうかについて行うものです。

※**みなし浄化槽**（単独処理浄化槽）は、し尿だけを処理する施設で台所・風呂及び洗濯等の生活排水は、処理されません。下水道への早期接続をお願いします。

問企業経営課☎50・3037

- 淡路島を美しく -

全島一斉清掃の日

みんなで参加しましょう！

11月11日（日）

午前8時～10時

道路沿線、公会堂、公園、ゴミ集積場などを美しくしましょう。家庭内のゴミは、絶対出さないでください。

問生活環境課☎43-5024

今月の納税

固定資産税　4期

納期は、11月30日（金）まで

口座振替が安心・便利です。

申込は、島内金融機関へ。

問税務課☎43-5022

家屋を滅失されたときは、税務課へ家屋滅失届の提出をお願いします。

問税務課☎43-5022

水道、漏水していませんか？

水道料金が急に高くなったり、蛇口から水滴が漏れていたりしませんか？

漏水は気付かずに放っておくと、貴重な水が無駄になるばかりでなく、水道料金も高額になってしまいます。

定期的に水回りや水道メーターをチェックして、早期発見と修理を心掛けましょう。

漏水チェック方法

ご家庭の蛇口を全部閉めて、水道メーターの「パイロット（上図参照）」の動きを見ます。ゆっくりでも回っていれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水の恐れがあります。

漏水を発見したら

水道メーターより宅内側での漏水は、各ご家庭で修理していただきます。

指定水道工事店に修理を依頼された場合は、漏水で増えた料金の一部を減免する申請ができます。（ただし、減免の対象となるのは2か月分のみで、1年間に1回のみ。）

問企業経営課☎50・3037

漏水チェック方法

蛇口が閉まっているのにパイロットが回っていると、漏水している恐れがあります

萱街（いらか）なみ景観の形成へ
淡路瓦屋根工事に奨励金

南あわじ市では、地場産業の振興と萱街なみ景観の形成を目的に、淡路瓦を使用した住家の新築・改築をした建築主に対し奨励金を交付しています。

▽対象　次のすべての条件に該当する方。①新築・改築後2年以内のもの②屋根工事面積が20㎡以上の住宅で、葺き替えの場合は瓦使用部分の80％以上を葺き替え③店舗等併用住宅の場合は住居部分が2分の1以上④兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入していること⑤市税を滞納していないこと

▽奨励金額　屋根工事費の20％以内で、下表のとおり屋根工事面積によって限度額があります。なお、改築の場合はその2分の1の額となります。

▽申請方法　総合窓口センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、商工観光課へ提出してください。

問商工観光課☎37・3012

新築奨励金の上限額

屋根工事面積	上限額
110㎡未満	10万円
110㎡以上	15万円
150㎡未満	
150㎡以上	20万円

※改築の上限額は、上記額の1/2

淡路瓦テレビCM放送中

▶テレビCMの撮影風景

淡路瓦工業組合は多くの方に淡路瓦の魅力を伝えようと、兵庫県と南あわじ市からの補助金を活用してテレビCMを製作しました。

10月～12月にかけて、関西エリアのABC朝日放送・テレビ大阪・サンテレビで計136回放映される予定です。また、九州エリアにおいても、市から助成を受け、テレビCMを予定しています。

ため池を管理されている皆様へ
水難事故防止の看板を配布します

全国で、ため池における子どもの水難事故が後を絶ちません。大切な命を守るため、転落防止柵の設置や、ため池水難事故防止の啓発看板の設置をお願いします。

万一、ため池において水難事故が発生した場合、ため池管理者としての管理責任が問われます。

南あわじ市では、水難事故防止を呼びかける看板を作成し、希望されるため池の管理者に配布します。

▽申込み　農地整備課☎43・5026

▽申込期限　11月15日（木）

※数に限りがあります

▽配布時期　12月

水道メーターを取り替えます

住宅や事業所の水道メーターは、法律により有効期限が8年と定められています。

この期限が満了する水道メーターを取り替えます。

▽交換時期　11月～平成20年2月

▽作業時間　15分程度

※この間断水しますので、ご協力をお願いします。

▽交換費用　無料

▽その他　交換は南あわじ市から委託された南あわじ市管工事事業組合の加盟業者が、水道メーターの取替えに伺います

問水道課☎50・3038

秋季全国火災予防運動を実施

◆統一標語

「火は見てる　あなたが離れる　その時を」

◆期間　11月9日～15日

◆防火の3つの習慣

①寝たばこは絶対やめる

②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する

③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

問淡路広域消防本部☎24・0119